

WEEKLY REPORT

第2730地区

2014～15年度

南九州大崎ロータリークラブ週報



RI会長： ゲイリーC.K.ホアン

ガバナー： 田中 俊實 (鹿屋 RC)

例会日：毎週木曜日 第1週のみ12:30～ 第2・3・4・5週は、19:30～

例会場：温泉施設 あすばる大崎(大崎町 神領2419) TEL099-471-6666

会長：溝口鉄二郎 TEL099-471-2188 / 幹事：市坪新悟 TEL099-478-2104

事務局：鹿児島県曾於郡大崎町永吉 6059番地 TEL476-2461・Fax 476-2491

2014～15年度RIテーマ

<http://www.mko-rc.jp/>

E-mail : oosaki@mko-rc.jp

第808回例会

平成27年4月30日(木)19:30～(溝口年度 第39号)

◆本日のプログラム 『R雑誌』

担当：広報



◆ロータリーソング

- ・我等の生業
- ・四つのテスト唱和

◆会務報告

☆「鹿児島からもっと海外へ！」ポスター・チラシ等の活用による国際線のPRについて(お願い)

☆2015年5月レートのお知らせ 1ドル=118円

☆各種オンライン資料(マニュアル)のご案内

☆平成27年度鹿児島県青少年育成県民会議総会の出席について(依頼)

日時 平成27年6月4日(木)10:00～12:00

場所 鹿児島県青少年会館

出欠締切・・・5/22

☆第25回日本ロータリー親睦ゴルフ大会ご案内

☆インターアクトに関するアンケートのお願い

提出締切・・・6/2

☆大崎オープンゴルフ大会

日時 平成27年5月17日(日)

7:30スタート(雨天決行)

場所 大隅カントリークラブ・大崎町

参加料 1,000円

参加資格 町内に居住する人・町内出身の人

町内の事業所に勤務する人

※詳細・お申込みは回覧をご覧ください

申込締切り・・・5/1(金)

《5月例会変更のお知らせ》

【串良RC】

5/4(月)祝日休会

5/11(月)クラブ協議会の為 18:30～

5/25(月)職場訪問例会(詳細は決まり次第お知らせ致します)

【志布志RC】

5/5(火)祝日休会

【志布志みなとRC】

5/6(水)振替休日の為休会

5/13(水)創立記念日の為 11日(月)へ変更 19:30～

5/20(水)合同例会の為 21日(木)へ変更

大黒海の駅イルカランドにて 18:00～

5/27(水)8RC親睦ゴルフ大会30日(土)へ変更

大隅カントリークラブにて 16:00～

【鹿屋RC】

5/6(水)振替休日の為休会

5/27(水)クラブ協議会の為

18:30～

【かのや東RC】

5/14(木)全員クラブ協議会の為

18:30～

5/21(木)合同例会の為

大黒海の駅イルカランドにて 18:00～

【きもつきRC】

5/7(木)特別休会

5/21(木)クラブ協議会の為 18:30～

【次回例会のご案内】※7日14日の例会はありません

****例会**** (野球大会へ変更の為)

5月17日(日) 19:00～ あすばる大崎にて

プログラム「YG2」 担当：平野君・上村君

※久徳博文君の還暦お祝いの会となりますので、当日

ゴルフに参加されない方もご出席お願いします!

※ご婦人方同伴でご参加お待ちしております



出席報告	4 /	会員数	27名	4 /	出席率	55.56%	鹿屋西	月	27	通常例会	昼	4	祝日休会		
		出席数	17名		出席数	15名	串良	月	27	通常例会	昼	4	祝日休会		
		出席率	62.96%		修正出席率	59.26%	志布志	火	28	職場訪問	昼	5	祝日休会		
	23 出席	欠席者：大野・豊住・白山			9 修正	メイクアップ：新小倉			志布志みなと	水	29	募金活動		5	祝日休会
		玉田・松永・今福・新小倉				鹿屋	水	29	祝日休会		6	祝日休会			
		中倉・下舞・上村				かのや東	木	30	通常例会	昼	7	通常例会	昼		
						きもつき	木	30	通常例会	昼	7	特別休会			

出席率向上に努めましょう!

本日のビジター

4月23日(木)例会



志布志みなとRCより



岡留 洋治 様
野田 志朗 様
山田 勝郎 様
岩切 則之 様
三浦 優 様

志布志みなとRCより8RC親睦ゴルフコンペ参加のお願いがありました。

出席フォーラム

出席委員長 平野 健一



本日は、出席フォーラムとなっております。新入会員さんも入られましたので、クラブ定款の中から大切な所をフォーカスしてお話したいと思います。

原稿上では青色部分の要項を再確認お願い致します。近年出席率が下がっておりますので、メイクアップをして頂きパーセンテージの向上をお願い致します！

(定款は一部省略しています)

第9条 出席

第1節 一般規定。各会員は本クラブの例会、あるいは細則により定められている場合は衛星クラブの例会に出席し、本クラブの奉仕プロジェクトおよびその他の行事や活動に参加するべきものとする。会員が、ある例会に出席したものとみなされるには、その例会時間の少なくとも60パーセントに出席するか、または、会合出席中に不意にその場を去らなければならなくなった場合、その後その行為が妥当であるとクラブ理事会が認める理由を提示するか、または、次のような方法で欠席をメイクアップしなければならない。

- (a) 例会の前後14日間。例会の定例の時の前14日または後14日以内に、
- (1) 他のロータリークラブ、他のロータリークラブの衛星クラブ、または仮クラブのいずれかの例会の少なくとも60パーセントに出席すること。または、
 - (2) ローターアクトクラブ、インターアクトクラブ、ロータリー地域社会共同隊、ロータ

リー親睦活動、あるいは仮ローターアクトクラブ、仮インターアクトクラブ、仮ロータリー地域社会共同隊、仮ロータリー親睦活動の例会に出席すること。または、

- (3) RI国際大会、規定審議会、国際協議会、RI元ならびに現役員のためのロータリー研究会、RI元、現ならびに次期役員のためのロータリー研究会または、RI理事会またはRI理事会を代行するRI会長の承認を得て招集された他の会合、ロータリー合同ゾーン大会、RIの委員会会合、ロータリー地区大会、ロータリー地区研修・協議会、RI理事会の指示の下に開催された地区会合、地区ガバナーの指示の下に開催された地区委員会、または正式に公表されたロータリークラブの都市連合会に出席すること。または、
- (4) 他クラブまたは他クラブの衛星クラブの例会に出席の目的をもってそのクラブの例会定刻に定例会場に赴いたとき、当該クラブが、定例の時間または場所において例会を開いていなかった場合。または、
- (5) 理事会承認のクラブの奉仕プロジェクトまたはクラブが提唱した地域社会の行事や会合に出席すること。または、
- (6) 理事会の会合、または理事会が承認した場合、選任された奉仕委員会の会合に出席すること。または、
- (7) クラブのウェブサイトを通じて、平均30分の参加が義務づけられた相互参加型の活動に参加すること。

第2節 転勤による長期の欠席。会員が転勤先で長期にわたって実際に業務に従事している場合、会員の所属クラブと転勤先の指定クラブ間の合意があれば、会員は、転勤先における指定クラブの例会への出席が所属クラブの出席の代わりとなる。

第3節 出席規定の免除。次のような場合、出席規定の適用は免除されるものとする。

- (a) 理事会の承認する条件と事情による欠席の場合。理事会は、正当かつ十分な理由による会員の欠席を認める権限を持つ。このような出席規定の適用の免除は、最長12カ月間までとする。ただし、健康上の理由から12カ月間を超えて欠席となる場合は、理事会が改めて、当初の12カ月の後に、さらに一定期間の欠席を認めることができる。
- (b) 一つまたは複数のロータリークラブのロータリー歴と会員の年齢の合計が85年以上であり、さらに出席規定の適用を免除されたい希望を、書面をもって、クラブ幹事に通告し、理事会が承認した場合。

